

日 時 **2019 年 10 月 20 日 (日) 13:30~** (開場 13:00)

会 場 鯱城ホール(名古屋市中区栄一丁目 23番 13号 伏見ライフプラザ 5階)

参加費 無料 (ただし資料代500円) ※参加は自由、事前申込み等不要

PC要約筆記あり

第1部 被害実態報告(9薬害の被害者)

特集 HPVワクチン被害

第2部 徹底討論

「薬害被害者は何と闘ってきたのか」

~被害者たちは裁判で一体何と闘ってきたのか。裁判以外にもどれだけのものと闘いを強いられているのか~

会場へのアクセス 名古屋市営地下鉄

東山線伏見駅6番出口より南へ徒歩7分 鶴舞線大須観音駅4番出口より北へ徒歩7分

≪入館はビル正面左奥のエレベータ利用≫



※会場に駐車場はありません。また、名古屋まつり(19-20日)による交通の混雑等にご注意下さい。

主催 全国薬害被害者団体連絡協議会 薬被連 HP: http://hkr.o.oo7. jp/yakugai/協賛 公益社団法人日本薬剤師会/一般社団法人日本病院薬剤師会/一般社団法人愛知県薬剤師会/独立行政法人医薬品医療機器総合機構/薬害オンブズパースン会議(すべて申請中)

お問い合わせ:公益財団法人いしずえ TEL03-5437-5491

全国薬害被害者団体連絡協議会(薬被連)加盟団体の紹介

●公益財団法人いしずえ(サリドマイド福祉センター) http://www008.upp.so-net.ne.jp/ishizue/

サリドマイド剤は 1950 年代末~60 年代初めに鎮静・催眠薬として 40 カ国以上で販売され、その催奇形性により手足や耳、内臓などに障害を持った被害児が数千名生まれました。日本では胃腸薬にも配合され「妊婦にも安全」と宣伝し販売されました。さらにドイツでのレンツ警告後も販売を継続し回収が遅れたことで被害が倍増しました。10 年におよぶ裁判を経て、1974 年に和解。現在は被害者福祉のほか、サリドマイド復活による新たな被害防止をはじめとする薬害防止等に関する事業に取り組んでいます。日本での認定被害者数 309名。 〒153-0063 目黒区目黒 1-9-19 tel 03-5437-5491 fax 03-5437-5492

●大阪 HIV 薬害訴訟原告団、東京 HIV 訴訟原告団

米国売血由来非加熱血液製剤を使用していた日本の血友病患者等約5,000人は次々とHIV(エイズウイルス)に感染し、感染者約1,500人のうち714名(2019年7月現在)が死亡した。生存被害者も重複感染したC型肝炎を抱え厳しい闘病を余儀なくされている。国は当時安全な国内血漿の利用や加熱製剤の早期導入を行わず被害を放置。1989年5月に大阪10月に東京で国、企業に対して提訴。1996年3月和解成立。2011年5月提訴者全員の和解成立。

大阪: 〒530-0047 大阪市北区西天満 4-4-13 三共ビル梅新8階 開成法律事務所内 tel 06-6364-4114 fax 06-6363-4115 東京: 〒162-0814 新宿区新小川町 9-23 新小川町ビル 5F はばたき福祉事業団内 tel 03-5228-1200 fax 03-5227-7126

●薬害ヤコブ病被害者・弁護団全国連絡会議 www.cjdnet.jp

薬害ヤコブ病は、脳外科手術の際に移植されたヒト死体由来の乾燥硬膜が原因で起こりました。ヤコブ病は、治療法もなく、発症すると植物状態となり、数ヶ月から数年で死に至る悲惨な病気で、この薬害は「HIV 薬害」と全く同じ構造で繰り返されました。家族の悲しみ、無念さは言葉では言い表せません。2002.3.25 に和解・確認書締結。2019.7.25 現在、提訴数は 139 名で、未和解が 3 名となっております。潜伏期間の長さゆえに新たな被害者家族からの相談は今もあり、被害者全員救済の取組を続けています。

〒171-0021 豊島区西池袋 1-17-10 エキニア池袋6階城北法律事務所内 ヤコブ病サポートネットワーク東京事務局

tel 03-5952-1808 fax 03-3986-9018 E-mail cs-net@takenet.or.jp

●スモンの会全国連絡協議会、NPO法人京都スモンの会

スモンは、整腸剤キノホルムによる薬害。医師の投薬や市販薬によって多くの被害を受けました。死亡、失明、歩行障害、自律神経失調、全身に障害が及んでいます。被害者 12,000 人。10 数年にわたる裁判闘争の結果、11 地裁での勝訴判決を経て、「確認書」による和解。 薬事法の改正と医薬品副作用被害救済基金法を制定させる。現在も薬害根絶と被害者対策としての恒久対策を求めて被害者が団結して奮闘中。

スモンの会全国連絡協議会: 〒160-0022 新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 1001 室 tel 03-3357-6977 fax 03-3352-9476

NPO法人京都スモンの会: 〒604-8227 京都市中京区西洞院蛸薬師下ル古西町 440 藤和シティコープ西洞院 103 tel/fax 075-256-2410

●MMR(新三種混合ワクチン)被害児を救援する会 M:はしか M:おたふくかぜ R:風しん http://www.ne.jp/asahi/kr/hr/mmr/

1889 年 4 月導入の MMR は、被告らの薬事法違反と中止判断の誤りから、180 万人接種で約 2 千人に被害を及ぼし、3 家族が提訴。 2006 年 4 月大阪高裁判決で被告国・(財)阪大微生物病研究会の責任は確定したが、国は「判決は受入れ難い」とし、謝罪を拒否、賠償も全額企業に押し付けた。国と旧予研の情報共有と迅速な対応、2 次感染、審議会関係者の中止反対など今なお検証を要する課題が多い。救済制度における認定は 1,042 人(18.12.31)。 2018 年 5 月、国は 1,042 人めの認定を決めたが、その請求は今後も続く公算。

〒611-0021 宇治市宇治蔭山 68-37 栗原方 tel/fax 0774-21-4533

●薬害筋短縮症の会 http://yakugai-kintan.org/

筋短縮症は 1973 年に集団被害が発覚し、自主検診医師団により全国的被害が確認された。高度経済成長期に子供の風邪や下痢の治療に抗生剤などの筋肉注射が安易に多用された結果、手足の障害が起こり、精神的な苦痛も受けた。裁判で注射が原因と認められ和解したが、軽症との認識のため追跡調査もなく放置され、適切な診断・治療ができる医療機関もないために二次障害が起きており、痛み止めの長期服用で三次障害も発生している。被害者救済と薬害根絶を目標に活動を続けている。

〒611-0031 宇治市広野町丸山 55-14 岸労務事務所 tel/fax:0774-44-7258 E-mail info@yakugai-kintan.org

●陣痛促進剤による被害を考える会 http://hkr.o.oo7.jp/higai/

出産時に陣痛の誘発や促進をする「陣痛促進剤(子宮収縮薬)」の乱用による重篤な副作用(過強陣痛、子宮破裂、頚管裂傷、羊水塞栓等)で、胎児仮死や脳性麻痺、母児の死亡があとを絶たない。28年にわたる厚労省交渉の結果、薬の添付文書は、再三改訂され続けているが、欧米では古くから副作用として注意喚起されている「脳出血」や「常位胎盤早期剥離」が未だに記載されない等、まだまだ十分な内容ではなく、産官学の不作為が被害を拡大させている。最近では、陣痛促進剤を使用した無痛分娩による子宮破裂等の母体死亡事故の問題が多数報道されている。 〒794-0825 今治市郷六ケ内町 2-3-24 tel/fax 0898-34-3140 E-mail a-demoto@amber.plala.or.jp

●薬害肝炎全国原告団 http://www.yakugai-hcv.jp/

出産時や外科手術時、止血剤としてフィブリノゲン製剤や第 9 因子製剤(クリスマシンなど)を投与され C 型肝炎ウィルスに感染させらた被害者が 2002 年 10 月に東京、大阪で提訴後、福岡、名古屋、仙台も続き国と田辺三菱製薬(株)等と 5 年余りの裁判闘争を経て 2008 年1月、薬害肝炎被害者救済法が成立し、和解。2019 年 3 月、10 年の折衝を経て新たな審議会、医薬品等行政評価・監視委員会が第三者機関として合意される。薬害教育・資料館問題や肝炎恒久対策にも取り組む。2019年5月現在5地裁合計原告数 2,209人、和解成立数 2,136 人。代表連絡先は次の通り。

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-28-3 TSG 御苑 3 階 オアシス法律事務所内 薬害肝炎東京弁護団 TEL03-5363-0138 FAX03-5363-0139

●イレッサ薬害被害者の会 http://i250-higainokai.com/INDEX.html

2002 年 7 月に僅か 5 ヵ月の審査で承認された抗がん剤イレッサは、販売直後から死亡被害が多発。安全な薬だからと自宅服用など安易な処方が原因して、発売から3年で650 人余の死亡が報告。しかし抗がん剤による死亡は仕方のないものとされたことから04年7月、「ガン患者の命の重さを問う」訴訟を提起。6年半をかけて下された地裁判決は国と企業の責任を認めるが控訴され高裁、最高裁と裁判は9年9ヶ月にも及び、2013 年 4 月、原告側の逆転敗訴が確定して終結。

問い合わせ先 tel 048-653-3998 fax 048-651-8043

●HPV ワクチン薬害訴訟全国原告団

HPV の感染予防目的でサーバリックス('09)、ガーダシル('11)が承認され、2010年から緊急促進事業、2013年からは定期接種が開始された。しかし、有効性は限定的である一方で、接種対象となった女子中・高校生に全身の疼痛、知覚障害、運動障害、記憶障害、内分泌障害等の深刻な被害が発生し、定期接種開始2ヶ月で積極推奨が停止されている。2016年7月、全国4地裁で合計63名の被害者が国と企業を被告とする損害賠償請求の提訴に踏み切った。追加提訴も行い、現在、原告総数は130名を超える。

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12 番地 13 セブネスビル 3 階 樫の木総合法律事務所内 TEL:03-6268-9550

やくひれん

団体連絡協議会

全ての人々が有効で安全な医薬品の恩恵と医療サービスを享受することのできる社会の実現と薬害防止シス 12 寸 一体で構 成されています。 悲惨な薬害の被害者として、 その苦痛に満ちた被害体験を語り継ぐとともに、

提言、その他の活動に日々全力で取り組んでいます。(2019

「薬害根絶」を実現するため、

1999年

10

月

22

日

寸

体の枠を越え、結成されました。

現在

10

テムを創出すべく一致団結し、